

株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、会社法の規定により委任された株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に関する下記の事項等について、必要な事項を定めるものである。

- ・ 体制の整備に際しての取締役の責務
- ・ 各会社において決議等の対象となる体制の内容
- ・ 事業報告における開示
- ・ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等による監査

本省令については、自由民主党企業統治に関する委員会においても、「実効性ある内部統制システム等に関する提言」として次の提言がなされている。

内部統制システム等の構築及び開示の重要性を踏まえ、各企業が会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を決議した場合には、その概要について、会社法上の事業報告において適切に開示するべきである。このため、法務省令に事業報告における記載事項を適切に定めるべく早急に検討すべきである。

第2 重要な項目とその内容

1 体制の整備に際しての取締役の責務

(1) 規律の概要

株式会社の業務の適正を確保する体制に関する事項の決定の際には、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとするを明らかにしている（省令3条）。

株主の利益の最大化に資するものであること

機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること

会社の個性及び特質を踏まえたものであること

株式会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること等

(2) 理由・背景等

企業が業務の適正を確保する体制を定めるに際しての基本的考え方を示すものである。いずれも従来から株式会社の基本理念と考えられている事項を列挙したものの。

2 各会社における体制

(1) 規律の概要

株式会社の業務の適正を確保する体制とは、

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役の職務を補助する使用人等に関する事項

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

等であることを規定している（省令4条から6条まで）。

(2) 理由・背景等

株式会社の業務の適正を確保するためには、取締役だけでなく、使用人の職務の執行の管理、各会社における監査体制の充実等も非常に重要な要素である。また、企業結合法制の整備の必要性が指摘される中、グループ企業については、グループ全体での体制整備も不可欠である。

現行法上の委員会等設置会社については、監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として上記体制と一部共通する内容が規定されている（現行商法施行規則193条）。

3 事業報告における開示

(1) 規律の概要

株式会社において、その業務の適正を確保する体制に関する事項等を決定又は決議した場合には、その概要を事業報告の内容としなければならない旨を規定している（省令7条）。

(2) 理由・背景等

株式会社における業務の適正を確保する体制等は、株主にとっての重要事項であるため、当該事項についての決定等の概要を事業報告の内容とし、株主に対して開示することとしている。現行法上の委員会等設置会社については、同内容の規律が存在する（現行商法施行規則104条1号）。

事業報告の内容とすることは、会社法要綱第二部第三3（5）にも明記されている。

4 監査役等による監査

(1) 規律の概要

事業報告に業務の適正を確保する体制に関する事項に関する決定又は決議の概要が記載された場合には、監査役設置会社の監査役及び委員会設置会社の監査委員会は当該内容を監査し、その内容が相当でないと認めるときはその旨及びその理由を監査報告の内容としなければならないこととしている（省令8条）。

(2) 理由・背景等

株式会社における業務の適正を確保する体制等の内容は、監査役や監査委員会による業務監査の対象とすべき事項であるため、事業報告における当該事項の記載部分を監査の対象とする旨を明らかにしたものである。

現行法上の委員会等設置会社については、同内容の規律が存在する（現行商法特例法 21 条の 29 第 2 項第 2 号）。